

平成 22 年度第 1 回 茨城県私立幼稚園連合会設置者・園長研修会 説明資料

1 平成 22 年度私立学校実地調査の実施について

(1) 趣旨

学校法人等が設置経営する私立学校の管理運営について、その適正な事務の執行等を期するため、私立学校法第 6 条、私立学校振興助成法第 12 条第 1 項及び茨城県補助金等交付規則第 21 条の規定に基づき、必要な調査を実施する。

(2) 主な調査項目等

- ・学校法人の管理運営（理事会、評議員会の開催状況、議事の内容、役員任免等）
- ・諸規定の整備状況（園則、就業規則、経理規程等の整備状況）
- ・会計処理の状況（帳簿類の整備状況、収入支出全般の状況、補助金の執行状況、補助金関係書類の整理状況、借入金等の状況）
- ・土地、施設設備等の状況
- ・3歳未満児の受け入れ状況（別紙参照）
- ・預かり保育の実施状況
- ・スクールバスの運行状況、その他安全管理

(3) 調査対象園選定の考え方

- ・年間 40 園程度実地検査を行い、概ね 5 年で 1 巡することとする。
- ・(社)茨城県私立幼稚園連合会定款第 11 条第 1 項に定める各地区の幼稚園総数に基づき、地区ごとの年間検査園数（1 地区年間 6～7 園程度）を算出する。
- ・地区ごとの検査園数に基づき、私学振興室が定める私立幼稚園番号の若い順に、当該年度の検査園を選定する。
- ・上記によるほか、過去 5 年間に新たに法人又は幼稚園が認可された園を優先する。
- ・その他調査をすることが必要と認められる場合には、上記によらず随時実地検査を行う。

2 県内私立幼稚園における認定こども園意向調査の結果について

平成 22 年度私立幼稚園概要ヒアリングの際に実施した、県内各私立幼稚園における認定こども園意向調査の結果については、別添資料のとおり。

3 私学振興室ホームページについて

- ・今年度の 5 月に茨城県私学振興室のホームページを開設しました。
- ・『茨城県私立学校事務の手引き（平成 20 年 3 月）』掲載の各種申請書、届出様式等はホームページからダウンロードできます。
- ・通知文や補助金様式等についても、従来通りメールにより送信するほか、随時ホームページ上に掲載します。

アドレス

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/somu/private_school/index.html

私学振興室ホームページの場所

茨城県ホームページ（ページ左列中段あたり）各課ホームページ 総務部総務課
（業務の概要最下部）『私立学校に関すること（私立学校のページはこちら。）』

Yahoo!検索サーチにより「茨城県 私立学校のページ」と入力して検索すると、検索結果のトップに表示されます（H22.6.30 現在）。

私立幼稚園における認定こども園化に向けた意向調査

1. 調査目的

認定こども園の認定希望状況及び認定を希望しない又は未定の場合の理由等を把握し、認定こども園制度の促進を図るための資料とする。

2. 調査項目

- (1) 認定こども園の希望状況
- (2) 認定を希望している場合の希望時期及び希望類型
- (3) 未定又は認定を希望しない理由

3. 調査対象

県内188(学校法人185、個人立3)の私立幼稚園 私立幼稚園数202のうち、既認定園14を除く。

4. 調査時期

平成22年5月1日現在

5. 調査方法

アンケートの徴収及びそれに基づいた個別ヒアリング

6. 回収結果

(1) 認定こども園希望状況

設 問	集計値	比率
出来るだけ早期(3年以内)に認定を受けたい	26	13.8%
認定を受けたい意向はあるが時期は未定	72	38.3%
認定は希望しない	90	47.9%
合 計	188	100.0%

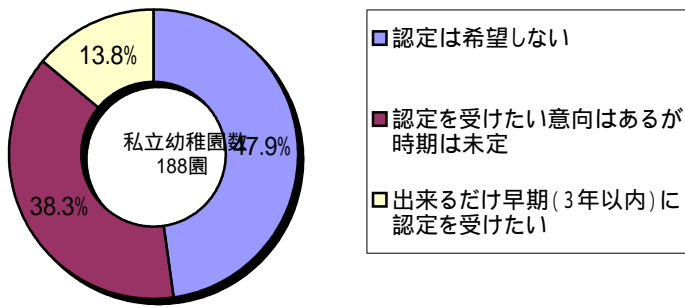
(2) 早期に認定を希望している場合

認定希望年度	H22	H23	H24	H25	合計
	5	14	6	1	26
認定類型	幼保連携	幼稚園	保育所	地方裁量	合計
	17	9	0	0	26
認定に向けた課題(複数回答)	回 答 結 果			集計値	比率
	基準を充たす施設整備			10	34.5%
	地元市町村の賛同			9	31.0%
	職員の確保			1	3.4%
	保育・運営のノウハウ			1	3.4%
	その他			1	3.4%
	特になし			7	24.1%
合 計				29	100.0%

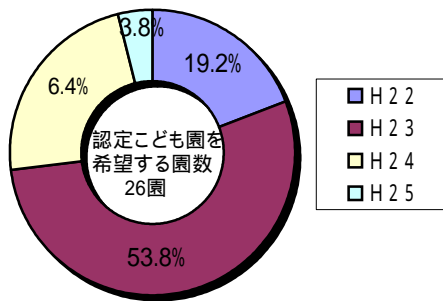
(3) 未定又は認定を希望しない理由(複数回答)

設 問	集計値	比率
現在の認定こども園制度に疑問がある	36	13.9%
保育に欠ける子を長時間預かることに対して不安や抵抗がある	12	4.6%
3歳未満児を預かることに対して不安や抵抗がある	21	8.1%
認定基準に適合する施設を整備することが困難	101	39.0%
認定基準に適合するスタッフの確保が困難である	40	15.4%
保育所的機能を設けることについて地域の需要が低い	21	8.1%
その他	28	10.8%
合 計	259	100.0%

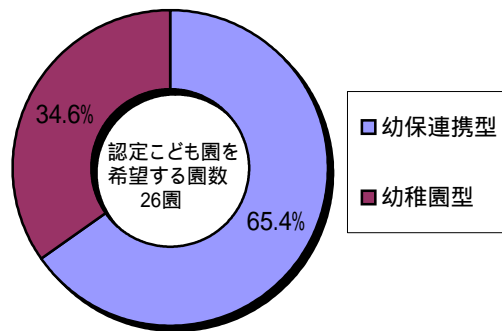
(1) 認定こども園希望状況



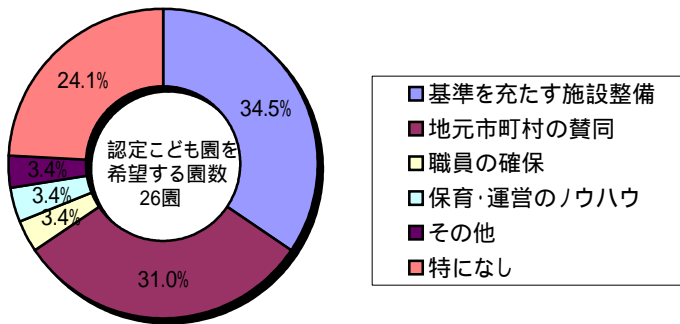
(2) 早期に認定を希望している場合、認定を希望する年度



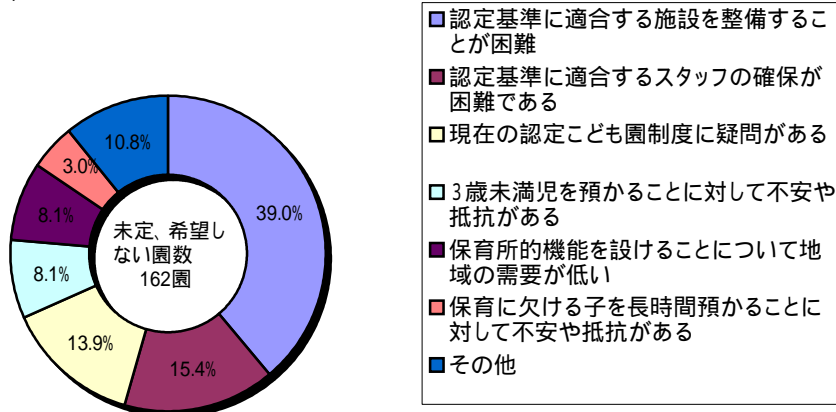
(2) 早期に認定を希望している場合、希望する類型



(2) 早期に認定を希望している場合、認定に向けた課題



(3) 未定又は認定を希望しない理由



認可外保育施設に対する指導監督の実施について（抄）

（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

別添「認可外保育施設指導監督基準」

第 1 総則

2 この指針の対象となる施設

（留意事項 1）幼稚園が行う預かり保育の取扱い

幼稚園が、幼稚園教育要領に基づき実施する活動は、預かり保育（教育時間の前後に希望する者を対象に行う教育活動）も含め、児童福祉法の対象外である。

3 歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超える活動については、児童福祉法の対象となるが、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として指導を行うものである。

（留意事項 2）教育を目的とする施設の取扱い

幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、児童福祉法上の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも 1 日 4 時間以上、週 5 日、年間 39 週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

児童福祉法（抄）

第三十九条 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないものについては、その施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

児童福祉法施行規則（抄）

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項 に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

三 学校教育法 に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設認可外保育施設の届出制の実施と幼稚園を設置する者が行う保育活動について（抄）

（平成 14 年 7 月 22 日初幼教第 4 号部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）

～略～

幼稚園を設置する者が、当該幼稚園と併せて設置する施設における活動については、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われることから、届出制の対象外とされています。

ついては、幼稚園所管部局におかれては、児童福祉法の対象となる乳幼児等の保育を当該幼稚園と併せて設置する施設において行う場合は、児童福祉法等関係法令を遵守して当該施設の運営を図るよう、適切な指導等を行うようお願いいたします。

認可外保育施設に対する届出制の導入について（抄）

（平成 14 年 7 月 12 日雇児保発 0712001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

～略～

届出制の対象外施設は次のとおりである。

（六）幼稚園併設施設（規則第四九条の二第三号）

幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置する施設における活動については、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われることから、届出制の対象外とした。

なお、幼稚園が、幼稚園教育要領に基づき実施する活動は、預かり保育（教育時間の前後に希望する者を対象に行う教育活動）も含め、児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号。以下「法」という。）の対象外である。